

鹿部町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月策定

北海道茅部郡鹿部町

目次

1	基本的な事項	1
(1)	鹿部町の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合性	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計画	13
(4)	目標	14
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	14
3	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
(4)	目標	19
(5)	産業振興促進事項	19
(i)	産業振興促進区域及び振興すべき業種	19
(ii)	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	19
(6)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
4	地域における情報化	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	目標	20
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
(4)	目標	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
6	生活環境の整備	23
(1)	現況と問題点	23

(2) その対策.....	25
(3) 計画.....	26
(4) 目標.....	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	27
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	28
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策.....	29
(3) 計画.....	30
(4) 目標.....	30
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	30
8 医療の確保.....	32
(1) 現況と問題点.....	32
(2) その対策.....	32
(3) 計画.....	32
(4) 目標.....	32
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	32
9 教育の振興.....	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	34
(3) 計画.....	36
(4) 目標.....	37
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	37
10 集落の整備.....	38
(1) 現況と問題点.....	38
(2) その対策.....	38
(3) 計画.....	38
(4) 目標.....	38
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
11 地域文化の振興等.....	39
(1) 現況と問題点.....	39
(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	39
(4) 目標.....	39
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	40
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	41
(1) 現況と問題点.....	41
(2) その対策.....	41
(3) 計画.....	41
(4) 目標.....	41
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	41
13 過疎地域持続的発展特別事業分.....	42

1 基本的な事項

(1)鹿部町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

北海道の南端・渡島半島の東部にあり、駒ヶ岳山麓の一角に位置し、東西 16.5km、南北 19.0km、面積 110.63k m²の町です。

北東に太平洋内浦湾を望み、南東は中ノ川を境に函館市、北西はトドメキ川を境に森町、南西は横津岳山頂を境に七飯町と接しています。

気象は、北海道の中では1年を通じて比較的温暖で、春と秋が長く、湿度が低く爽やかで過ごしやすいのが特長で、夏は南西から、冬は北西からの風が多く、気温は最も寒い時はマイナス14度前後、夏の最高気温は平均28度前後です。降水量は北海道の中ではやや少なく、雪も比較的少ない地域です。

②歴史的条件

鹿部という名前は、アイヌ語の“シケルペ”（キハダの木のある所という意味）に由来しています。

元和元年（1615年）、陸奥の国南部大瀬から司馬宇兵衛が昆布を採取するために、この地に移住してきました。その後、漁場が豊かで比較的温暖なこともあって移住者が増えはじめ、明治12年（1879年）には戸長役場が設置され、同39年（1906年）4月に2級町村制を施行し、鹿部村となりました。

昭和4年（1929年）6月に駒ヶ岳が大噴火し、甚大な被害を受け、廃村の危機に陥りましたが、村をあげての復興活動により復興を遂げました。その後、昭和58年（1983年）の町制施行により鹿部町が誕生し、現在に至っています。

③社会的条件及び経済的条件

本町は、JR函館本線が発着し、道路は国道278号のほか2路線の道道を幹線として町道が連絡しており、車を利用すると、道道大沼公園鹿部線を経由して、七飯町大沼国定公園まで約20分、さらに国道5号線を経由して七飯町までは約40分。函館市までは約60分。森町までは国道278号線を経由して約30分です。JRを利用すると、函館市へは普通列車で約50分です。函館空港までは、車で約60分と町民生活の利便を高める交通網が整備されています。

基幹産業は漁業で、町内には大小2つの漁港があり、スケトウダラやホタテをはじめ、昆布、タコ、ナマコ、カレイ、ホッケなどが水揚げされています。併せて水産加工業も盛んで、たらこをはじめ多くの水産加工品が出荷されています。

また、町内には温泉も多く、30箇所以上の泉源があり、寛文6年（1666年）には温泉場が設置されるなど、古くから温泉のまちとして多くの人を訪れています。大正13年（1924年）に温泉掘削中に吹き上げた「間歇泉」は全国でも珍しい温泉で、平成28年3月に「道の駅しかべ間歇泉公園」として整備され、平成30年11月に北海道遺産に選定されています。

イ 過疎の状況

総人口は、昭和 60 年（5,107 人）をピークに減少傾向が続いており、令和 2 年の国勢調査人口は 3,760 人で、平成 22 年（4,767 人）と比較すると、10 年間で約 1,000 人減少しています。

減少の要因は、子どもや労働力人口の流出によるものが大きく、これにより少子化・高齢化が進み、さらに過疎化が進むといった悪循環になっています。

高齢者比率は、平成 17 年の国勢調査時の 20.0%を超え、令和 2 年の国勢調査では 40.3%で、65 歳以上が約 4 割を占めており、超高齢社会の人口構成になっています。

このような中、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域経済の振興、移住政策、子育て支援の推進、観光客などの交流人口の拡大などに取り組み、人口減少の抑制に努めてきましたが、少子化・高齢化のスピードは緩まず、過疎化が進んでいます。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

地域経済については、生産年齢人口の減少が加速したことを起因とする担い手不足や長引く不況による雇用環境の悪化などの課題が顕在化してきています。これらの課題の克服と、地域の自立的発展に向け具体的な施策の推進が重要であることから、活気ある産業を育むため、地域の資源をより一層産業振興に結びつけ、各世代が生き活きと働ける場を増やし、住民の生活と地域の活力を向上することを目指しています。

また、本町全体の社会のあり方については、地域共生社会の構築をめざし、子どもから高齢者まで切れ目ないサポートを各分野から進めることで、町民相互の助け合いや支え合いも広がっていくまちづくりを進めていくこととしています。

(2)人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

昭和 30 年代から平成 17 年まで、民間企業のリゾート開発による移住などにより 5,000 人前後を維持していましたが、平成 27 年に 4,200 人台に減少し、令和 2 年に 4,000 人台を割り込みました。

人口減少は、平成 22 年から減少が加速し、令和 2 年と比較すると約 1,000 人と、20 年間で約 20%が減少し、今後も減少傾向は続き、令和 2 年の国勢調査の数値を最新年度として人口推計した場合、令和 12 年には 3,200 人前後までに減少することが予測されます。

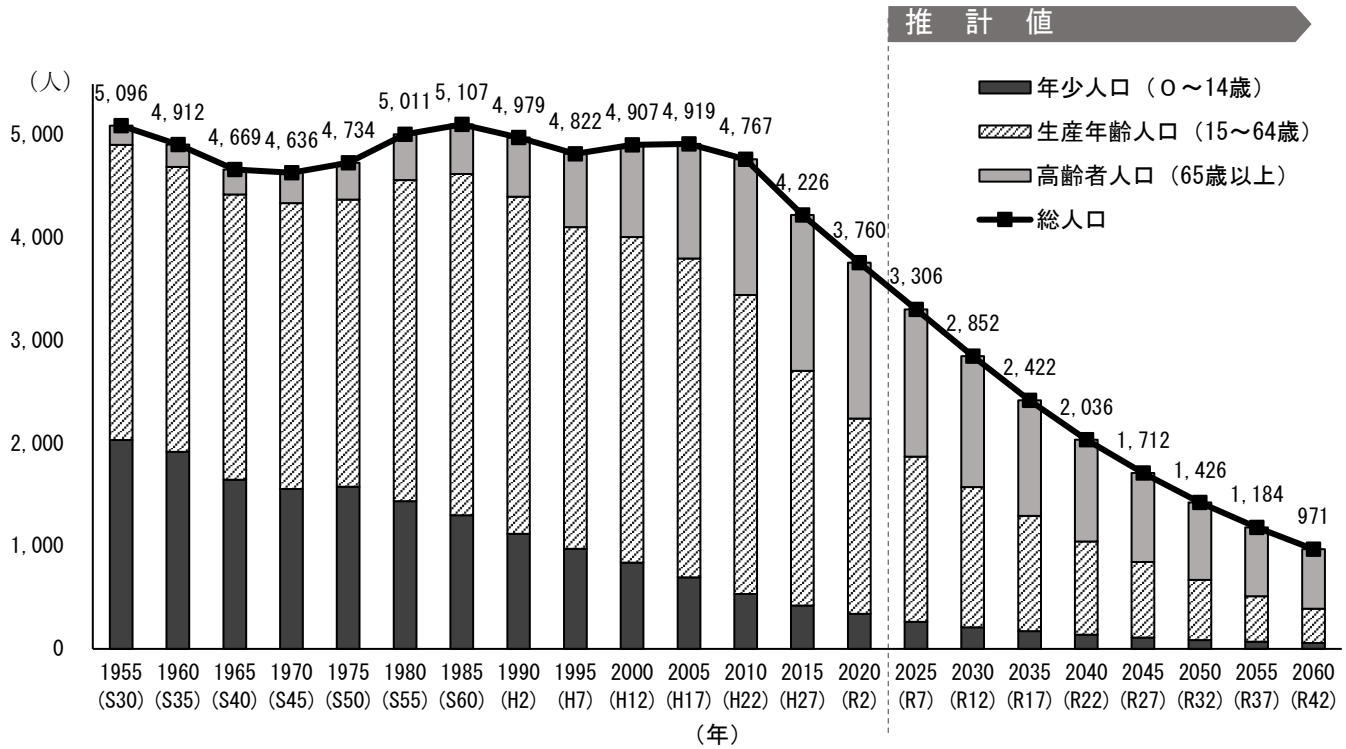
世帯数については、昭和 35 年の 893 世帯からなだらかに増加を続け、平成 27 年の 1,675 世帯をピークに横ばい状況が続いており、高齢者の単身世帯の増加が懸念されています。

年齢階層別人口は、0～14 歳までの年少人口が平成 12 年から著しく低下しているのに対し、65 歳以上の老年人口は、増加し続け、急速に少子高齢化が進んでいることを示しています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,011	% —	人 4,979	% △0.6	人 4,919	% △1.2	人 4,226	% △14.1	人 3,760	% △11.0
0 歳～14 歳	1,439	—	1,120	△22.2	696	△37.9	423	△39.2	342	△19.1
15 歳～64 歳	3,126	—	3,284	5.1	3,106	△5.4	2,285	△26.4	1,901	△16.8
うち 15～29 歳 (a)	999	—	961	△3.8	718	△25.3	521	△27.4	369	△29.2
65 歳以上 (b)	446	—	575	28.9	1,117	94.3	1,518	35.9	1,517	△0.1
(a)/総数 若年者比率	19.9%	—	19.3%	—	14.6%	—	12.3%	—	9.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	8.9%	—	11.5%	—	22.7%	—	35.9%	—	40.3%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



※コーホート変化率法(2000→2005年、2005→2010年、2010→2015年の3回分の変化率の平均値を使用)

②産業構造、各産業別の現況

就業者人口の減少に歯止めをかけるためには、基幹産業である漁業の振興や観光事業の推進、移住定住の促進、起業創業につながる支援を推進していく必要があります。

令和2年国勢調査における就業構成比を比較すると、第1次産業33.2%、第2次産業25.5%、第3次産業41.2%となっており、第1次産業と第3次産業の割合が高くなっています。

本町の基幹産業である漁業を主とした第1次産業の割合は、昭和35年には66.4%でしたが、令和2年には33.2%まで低下しています。

一方、第3次産業は、就業者数に占める割合を高め、令和2年には41.2%を占め、第1次産業よりも高い割合となりました。

15歳以上就業者数および産業（3部門）別就業者構成比の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,223	% —	人 2,237	% 0.6	人 1,878	% △16.0	人 1,834	% △2.3	人 2,407	% 31.2
第一次産業 就業人口比率	66.5%		68.5%		55.5%		46.9%		55.0%	
第二次産業 就業人口比率	11.1%		10.1%		15.7%		21.0%		14.4%	
第三次産業 就業人口比率	22.4%		21.4%		28.8%		31.7%		30.6%	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,511	% 4.3	人 2,543	% 1.3	人 2,432	% △4.4	人 2,221	% △8.7	人 2,262	% 1.8
第一次産業 就業人口比率	49.5%		50.5%		42.7%		36.2%		40.1%	
第二次産業 就業人口比率	16.9%		16.3%		23.1%		25.3%		21.0%	
第三次産業 就業人口比率	33.6%		33.2%		34.1%		38.5%		38.9%	

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,061	% △8.9	人 2,015	% △2.2	人 1,824	% △9.5
第一次産業 就業人口比率	38.0%		39.2%		33.2%	
第二次産業 就業人口比率	21.7%		23.0%		25.5%	
第三次産業 就業人口比率	40.2%		37.8%		41.2%	

(3)行財政の状況

①行政運営

超少子高齢・人口減少社会の到来、高度情報化の急速な進歩と経済のグローバル化など、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化している中、複雑・多様化する行政ニーズに対応できる自治体運営が求められおり、行政の総合機能、職員の政策形成能力や問題解決能力の向上に努め、組織機構の適正化を進める一方で効率的な行政運営を目指しています。

本町の行政機構は、図－１のとおりとなっており、本庁舎 8 課 2 室 28 係のほか、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員があります。

広域行政については、ゴミ、消防、介護認定審査事務、滞納整理の分野で共同処理しています。

ごみについては、渡島管内 10 市町で構成される渡島廃棄物処理広域連合において処理するとともに、し尿については、鹿部町、南茅部町、砂原町、森町 4 町で構成する茅部郡衛生処理組合が平成 17 年 4 月に解散したため、森町へし尿処理を事務委託して処理が行われています。

消防については、渡島東部消防事務組合の解散に伴い、北斗市、七飯町で構成する南渡島消防事務組合に平成 16 年 12 月に加入して運営に参加しています。

介護保険事業の要介護認定審査事務については、鹿部町と森町で構成する茅部地区介護認定審査会を設置し、事務を行っています。

税の滞納処理については、渡島・檜山管内市町（函館市を除く。）で構成する渡島・檜山地方税滞納整理機構で共同処理しています。

②財政運営

本町の財政状況は、令和 2 年度決算における歳入に占める依存財源（地方交付税、国・北海道補助金、地方債等）の割合は 72.1%であり、地方交付税の割合は 26.6%と歳入の約 1 / 4 を地方交付税に依存した構造となっています。自主財源のうち町税の割合は 7.6%であり、ふるさと応援寄附金の割合は 11.7%となっています。歳入の大半が依存財源であるため、厳しい財政運営が続いています。

人口の減少や基幹産業である漁業の長引く不振により、税収等の割合が低い状況にあることから、行政の効率化に努め、財政の健全化を図り、自主財源の確保と財政基盤の強化を図る必要があります。

令和 2 年度末時点で、基金の残高は一般会計約 17.6 億円、地方債残高は企業会計分を含めて約 32.8 億円となっています。

平成 16 年度以降、行財政改革により義務的経費の削減に努め、高利率の地方債の繰上償還の実施、退職者不補充等による職員数の削減で人件費を抑制してきましたが、平成 25 年度より特別会計に対する繰出金の増や、各施設における経常経費が上昇傾向にあります。

図— 1 行政機構図

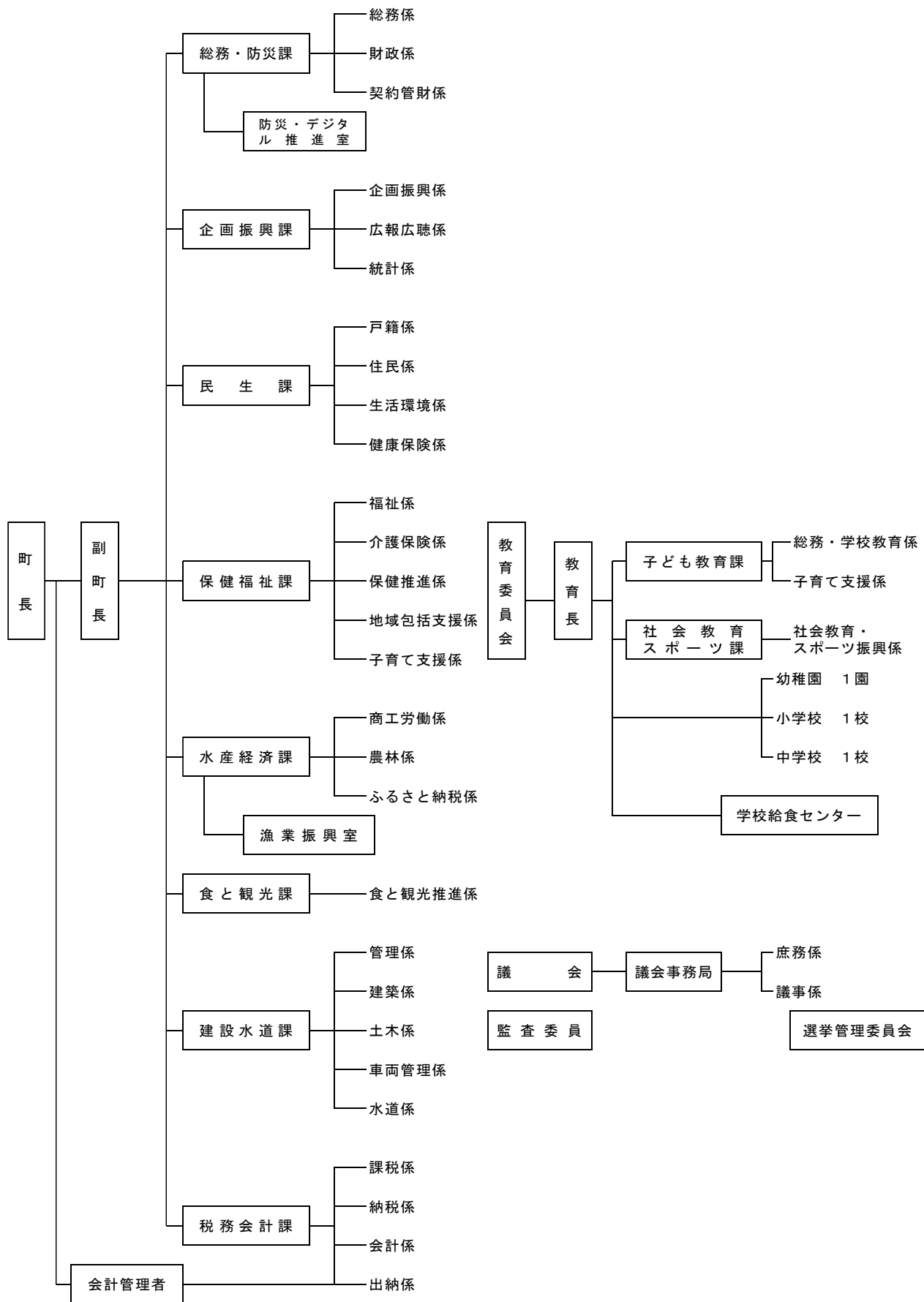


表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位: 千円/町調べ)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	2,929,730	3,185,875	5,245,972
一般財源	2,253,905	2,366,989	2,621,393
国庫支出金	234,000	207,462	834,115
道支出金	106,813	206,960	117,697
地方債	276,417	229,100	1,291,683
うち過疎債	—	—	—
その他	58,595	175,364	381,084
歳出総額 B	2,867,667	3,017,042	5,220,639
義務的経費	1,936,776	2,113,402	2,004,426
投資的経費	590,498	552,555	1,811,165
うち普通建設事業	590,498	552,555	1,811,165
その他	340,393	351,085	1,405,048
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	62,063	168,833	25,333
翌年度へ繰越すべき財源 D	25,203	64,595	1,419
実質収支 C-D	36,860	104,238	23,914
財政力指数	0.254	0.251	0.256
公債費負担比率	8.5	12.0	9.4
実質公債費比率	—	4.5	2.2
起債制限比率	6.5	—	—
経常収支比率	85.8	92.3	91.3
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,793,355	2,942,087	3,273,579

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (町調べ)

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道	改良率 (%)	—	—	26.6	35.4	38.1
	舗装率 (%)	—	—	21.7	29.2	30.7
農道延長 (m)		0	0	0	0	0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		0	0	0	0	0
林道延長 (m)		10,427	10,402	20,255	20,255	20,255
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		3.67	3.67	5.07	5.07	5.07
水道普及率 (%)		—	98.7	99.3	99.5	99.8
水洗化率 (%)		0	0	0	0	0
人口千人当たり 病院、診療所の病床数 (床)		3.8	3.8	3.9	4.0	5.1

(4)地域の持続的発展の基本方針

本町をはじめ北海道の多くの過疎地域では、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えています。

本町では、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「第6次鹿部町総合計画」を策定し、「笑顔あふれ 光り輝くまちづくり」を将来像に掲げ、人口減少の抑制、過疎化への対応を計画全体の重要な課題として位置づけています。

このようなことから、本計画の基本方針を「第6次鹿部町総合計画」の基本方針と共有し、持続可能な地域社会を形成し、地域資源等を活用し地域活力を更に向上させるまちづくりを進めていくこととし、次の事項を基本方針として推進します。

1 生きる力を育み、だれもが学べるまち

学びやスポーツ、さまざまな活動を通して、変化する社会をたくましく生き抜く力や、思いやりや感動が持てる豊かな心が育ち、さらには、地域づくりや仲間づくりがより活発に行われるまちをめざします。

2 とともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち

人生100年時代を、心身ともに健やかに過ごせるまちをめざします。

また、一人一人の気持ちや、住民同士のつながりや支え合い、見守りなどを大切にしつつ、求められる支援に応じながら、だれもが安心して生活できるまちをめざします。

3 安心して住み続けられるまち

立地や自然環境、交通など限られた条件の中でも、機能性の向上や長寿命化、デジタル化などを進めながら、年齢を重ねても、安心して住み続けることができる生活の場があるまちをめざします。

4 自然と安全を守り続けるまち

先代から受け継いできた豊かな自然を守り、育てていくために、自然の大切さをみんなで共有しながら、環境への負荷が少ない生活・まちづくりをめざします。

また、住民の生命や生活を、事故や事件、災害などから守ることができるまちづくりを進めます。

5 地域の魅力を活力にかえるまち

基幹産業である漁業をはじめ、地域経済を支える各種産業が、力強く経済活動を行っていきることができるまちをめざします。

また、海と温泉(いでゆ)のまちとして、その魅力をより積極的に町内外に伝えることで、地域の活力がより一層みなぎるまちをめざします。

6 みんなで知恵と力を出し合い挑戦するまち

多様な世代、価値観の住民がいる中で、同じ鹿部町民として、より良いまちをともにめざし、活動したり協力したりする人が多くみられるまちをめざします。

また、より良い行財政運営をめざす行政と、協働で後押しする住民がともに知恵と力を出し合い、これからも挑戦し続けるまちをめざします。

(5) 持続的発展のための基本目標

本町の地域の資源を活かし、育てながら、地域経済が潤う持続可能な流れをつくり、本町が目指す「地域循環型経済」の構築や再生エネルギーを導入したコンパクトな町ならではの土地利用、基盤管理などを進め、住民生活の利便性の向上や行政運営の効率性をさらに高めることで、転出者を抑制し、第6次鹿部町総合計画で示した推計値の維持を目標とします。

令和12年度の本町の総人口の目標を2,852人とします。

(第6次鹿部町総合計画で示した推計値)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の上位計画となる第6次鹿部町総合計画では、各基本施策を構成している主な施策及び取り組み内容を設定し、毎年度、職員による事務事業評価（フォローアップ）を行い、事業効果を検証しています。

また、人口の減少に歯止めをかけるために取り組む総合戦略では、各基本目標には数値目標を、各事業にはKPI（重要業績評価指標）を定め、毎年度、外部有識者で構成する鹿部町まち・ひと・しごと創生推進会議において、事業効果の検証を行い事業等の見直しにつなげています。

本計画における施策は、総合計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合計画における毎年度の事務事業評価、さらには総合戦略における毎年度の検証を通じて、本計画で基本目標とした人口の動向と各事業の進捗状況进行评估し、毎年度、達成状況の検証・評価と事業計画の見直しを行います。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

本町では平成 28 年度に、庁舎、学校、公営住宅等の「建築施設」と、道路、橋りょう、上水道等の「インフラ施設」で、町が保有する全ての施設及び土地を対象に「鹿部町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理等における基本方針を示しています。

本計画では、公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、安心・安全に暮らすことができ健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図っています。また、既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後も保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による保持に努め、施設の有効活用を図りつつ、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討により、効率的な管理・運営を図るものであり、これらを踏まえ、「施設保有量の適正化」「公共施設等の長寿命化の推進」「既存施設の有効活用」の 3 つを基本的な方針としています。

本計画における施策や事業は公共施設に関連する内容も多いことから、「鹿部町公共施設等総合管理計画」および「鹿部町公共施設等個別施設計画」との整合性を図った内容とします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現況と問題点

- 自然増減（出生数と死亡数）と社会増減（転入数と転出数）の合計により算出される人口増減の推移をみると、2005年（平成17年）以降、減少している状況が続いています。
- 社会増減は、転入数が転出数より多い年もあったものの、2006年（平成18年）以降、転出数の方が多く状態が続いています。
- 社会減の主な要因の1つは、15歳から24歳の若年層において、高校、大学等の進学や就職の時期に町外に転出する状況が続いていることです。また、近年は、0歳から14歳の転出も増えており、親の世代の転出を抑制する取り組みも必要です。
- 本町には民間企業が開発したリゾート地があり、多くの移住者が住んでいます。リゾート開発を行った民間企業と地域づくり・まちづくりの推進に関する協定を締結し、官民協働により、移住定住を促進しています。

(2)その対策

- ・移住及び定住に関する相談窓口の充実
- ・移住を促す企画の検討（移住体験、住民との交流など）
- ・広域での交流・移住関連事業への参加
- ・空き地及び空き家の積極的な情報提供
- ・民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設などにかかる支援を実施
- ・地域おこし協力隊の受け入れにより、地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、定住・定着を図る

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	鹿部町
		空き地・空き家情報提供事業	鹿部町
		住環境整備助成事業	鹿部町
		地域おこし協力隊関連事業	鹿部町

(4)目標

町の魅力や特性を積極的に発信することで、町への愛着や関心を高め、移住や定住、地域の活性化につなげていきます。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1)現況と問題点

<漁業>

- 基幹産業である漁業では、安定した漁獲が行えるよう漁場保全のための調査や試験に対する助成および採取時期の検証などを行っています。
- 栽培漁業への取り組みとして、鹿部漁業協同組合等でナマコの採卵・飼育を実施しているほか、アワビ種苗放流への助成、なまこの幼生の放流への協力など中間育成・放流事業を促進し漁業資源の増大を図っています。
- ほたて付着物などの水産系副産物の処理については、好気性発酵を特殊技術により高速発酵し、肥料を製造販売する再資源化処理を行っています。
- 本町の漁家数は令和6年現在251戸（動力漁船総数198隻）で、漁業就業者数は411人です。
- 鹿部漁業協同組合があり、第2種漁港の鹿部漁港・本別漁港（本別地区、出来澗地区）が整備されており、この大小2つの漁港を拠点にして沖合・沿岸漁業が行われ、令和6年度の販売取扱額は約35億円で、そのうちほたて約21億円、すけとうだら約2億円で全体の約7割を占め、昆布3億円、たこ3億円等となっています。
- 基幹産業である漁業を振興する上で必要な基盤整備を進めるとともに、栽培漁業を推進し、また、水産物など地域資源を活かした商品開発を進め、販売の拡大を促進することが必要です。

<農林業>

- 農林業は、草地改良の一環として、ほたて付着物や貝殻を利用したりサイクル肥料を土壌改良に利用し、地域資源の有効活用を図っています。
- 北海道駒ヶ岳の噴火により甚大な被害を受けた町の土壌は、軽石が堆積しているなど、農業生産条件としては不利であり、農作物の栽培は自家消費が中心で販売流通は行われていません。
- 畜産農業では、町内で放牧された肉用交配種がふるさと納税の返礼品として取り扱われています。
- 本町の農家数は令和2年現在20戸で、兼業農家が主です。農業算出額は、畜産のみで9億円前後で推移しています。
- 当町面積の約8割を占める森林は、森林整備計画により地域の森林・林業の実情に即した森林整備を行っています
- 林業については、令和2年現在の林業就業者数は10人です。環境意識の高まりから森林を守り育てる気運が高まり、地元材活用の動きも見られます。
- 森林整備計画により地域の森林・林業の実業に即した森林整備を行っていますが、民有林内の人工林の現状は、大半が育成途中の山林となっており、適正な時期に保育事業及び間伐事業を実施し、森林機能の維持を行うことが課題です。

<商工業>

- 北海道新幹線の開業に合わせて平成 28 年 3 月 18 日にリニューアルオープンした「道の駅しかべ間歇泉公園」が、道内外からの観光客で賑わいを見せており、観光業、旅館業、飲食店が連携を図りながら、町の特産品の開発や販売促進等に取り組んでいます。
- 令和 4 年の製造業事業所は、事業所数 16、従業員数 415 人、製造品出荷額等は約 127 億円となっています。従業員数及び製造品出荷額等はここ数年増加傾向にあります。製造品出荷額等は水産加工を中心とする食料品製造業が多くを占め、漁業とあわせて当町の基幹産業となっています。
- 令和 3 年度の商業は、事業所 37、従業員数 154 人、年間商品販売額は約 42 億円となっています。事業所数、従業員数ともに横ばいで推移しています。
- 商工業における基幹業種は水産加工業であり、たらこをはじめ、ウニやホタテ、タコなどを加工しています。
- 本町の商業は、食料品、日用雑貨などを中心に販売している小売業が多くを占めていますが、店主の高齢化や後継者不足が課題となっています。

<観光業>

- 「道の駅しかべ間歇泉公園」のオープンや北海道新幹線、鹿部バイパスの開通など交通の変化により、令和 5 年度の観光入込客数は、道の駅開業前の平成 27 年度の 2 倍以上となる 52 万人に達しました。
- 本町には、噴火湾に面した豊かな漁場、駒ヶ岳山麓の大自然、30 箇所以上ある温泉の源泉など、多様な観光資源があります。
- 北海道遺産にも認定されている間歇泉を体験できる「道の駅しかべ間歇泉公園」が主要な観光スポットとなり、土産品やグルメも注目を集めています。
- 本町は、漁業や温泉といった豊富な資源を持ちながら、その特色を観光施策に活かしていません。未活用の資源を可視化し、観光客が気軽に楽しめる温泉を増やすなど、資源の有効活用が課題となっています。
- 体験観光プログラムの充実や宿泊施設の確保を通じて、道の駅に集中する観光客を町全体に呼び込み、滞在時間を延ばすための対策が必要です。また、観光客が迷わず楽しめるよう、情報発信や案内表示の強化も課題となっています。
- 道の駅に集中している観光客を町全体に呼び込み、経済効果を高めるため、市街地での店舗利用促進が課題です。空き店舗の活用や、新鮮な鮮魚を直接購入できる市場・店舗の不足を解消する必要があります。
- 観光客の受け入れ態勢を強化するため、観光客対応や情報発信を担う人材の育成と推進体制の構築が急務です。また、広域連携によるイベントや特産品の PR を通じて、情報発信力を高めることも求められています。

(2)その対策

<漁業>

- ・漁港の整備、適正管理
- ・昆布種苗の供給への助成
- ・ナマコの幼生の放流、稚ナマコの生残成長調査の実施
- ・アワビ種苗放流
- ・既存の囲い礁、投石場の実態調査および検証
- ・浅海資源回復事業（母藻群落造成、藻場造成事業）
- ・新たな養殖事業（青のり（陸上養殖））
- ・放流事業の検証（費用対効果など）
- ・北海道立漁業研修所における就学助成

<農林業>

- ・適切な施業の推進（間伐、皆伐）
- ・森林所有者の負担軽減に向けた支援
- ・造林の推進

<商工業>

- ・融資制度の活用による経営基盤の強化促進
- ・商工業の経営改善に向けた指導の充実
- ・商工業の担い手の育成、事業継承の支援、新規創業の支援
- ・特産品の販路拡大促進
- ・企業や研究機関等の誘致及び新産業構築の推進

<観光業>

- ・地域資源を活かしたしかべ観光の魅力発掘と強化
- ・体験観光やスポーツ交流による滞在型ツーリズムの推進
- ・集客の拠点となる観光施設整備
- ・経済効果の最大化に向けた官民協働
- ・おもてなしの人材育成と広域ネットワーク活用

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
2 産業の振興	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 (鹿部漁港)	北海道	
		水産物供給基盤機能保全事業 (本別漁港 (本別地区))	北海道	
		水産物供給基盤機能保全事業 (本別漁港 (出来澗地区))	北海道	
		水産流通基盤整備事業 (本別漁港)	北海道	
		漁港機能増進事業 (本別地区)	北海道	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光施設整備・改修事業	鹿部町	
		旧亀の湯整備事業	鹿部町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	沿岸漁業振興対策事業	鹿部町	
		商工業・6次産業化	地域産業支援事業	鹿部町
			特産品販路拡大促進事業	鹿部町
			観光	拠点観光施設運営事業
		観光	しかべ観光促進事業	鹿部町
		観光	しかべ海と温泉のまつり事業	実行委員会
		企業誘致	企業誘致・新産業構築推進事業	鹿部町
		(11) その他	水産関連施設整備・維持管理事業	鹿部町

(4)目標

<漁業>

漁場の保全や栽培漁業の推進など、次代を見据えた漁業環境づくりとともに、漁業を担う人材を育成し、持続可能な漁業の振興に努めます。

<農林業>

畜産業のほか、新たな取り組みにも挑戦しながら、農畜産業の振興を目指します。また、森林が持つ多面的機能が高まるよう、適切な管理に努めます。

<商工業>

商工業の経営力向上を促進するとともに、高齢化や後継者難で悩む事業者の課題の解決に努め、雇用の場や、住民が買い物やサービスを身近で楽しめる環境の維持に努めます。また、既存の水産加工企業の経営安定を促進するとともに、新たな水産加工ビジネスを興す人材の育成を図り、鹿部の食関連産業をけん引する水産加工業の振興に努めます。

<観光業>

観光資源を守り、生かしながら、旅行者・観光客などの交流人口を増やし、地域活性化の好循環を生み出す観光振興に努めます。

(5)産業振興促進事項

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鹿部町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。

(6)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1)現況と問題点

- 令和3年に「鹿部町デジタルファースト宣言」を行い、A I ・ I C T等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、まちづくりや住民サービス、行政運営を進めるためにデジタルファーストで取り組んでいます。
- D Xの積極的な推進が求められるなか、庁内にデジタル化を推進する部署を設置し、デジタル化の推進に努めます。
- 地方創生の取り組みを加速化・深化させるためにD Xの取り組みを掛け合わせる事が求められています。

(2)その対策

- ・行政手続きのオンライン化
- ・情報システムの最適化
- ・業務の省力化、効率化を図るデジタル環境づくり
- ・デジタル環境を構築や運用する人材の育成、確保
- ・デジタル環境への対応を支援する相談や学習機会の提供

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(10)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	I C T化推進事業	鹿部町

(4)目標

急速に進むデジタル化への対応を進めるとともに、誰一人取り残されることなく恩恵を享受できる、人に優しいデジタル化に努めます。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点

<道路>

- 国道については、国道 278 号が南北に 13.9 km通過しており、交通量の多い主要な幹線道路として利用されています。
- 道道については、2 路線（総延長 15.5km）が町内を通過しており、国道や町道とも連絡して、住民の生活路線として利用されています。
- 町道は、124 路線（実延長 85.5 km）がきめ細かく網羅され、住民の生活や産業活動を支えています。令和 7 年 3 月現在における舗装率は 31.0%、改良率は 38.3%となっています。
- 既存の道路・橋梁の長寿命化や維持補修、災害時の交通確保、歩行者の安全性確保などに配慮した計画的な道路整備が必要となります。

<公共交通>

- 町内の公共交通として、J R 函館本線と路線バス（函館バス）が運行しています。
- 町内を運行するバス路線は、4 路線 6 系統で構成され、うち 1 路線は定額で町内を循環する「しかバス」を運行しています。令和 4 年 5 月から路線バス空白地域においてデマンドバスを運行し、交通空白地域における交通弱者の移動手段を確保しています。
- 路線変更やダイヤの改正など利便性を高めていくことが必要です。

(2)その対策

<道路>

- ・道路整備計画に基づいた町道の計画的な整備
- ・「長寿命化修繕計画」に基づく、適切な橋梁の補修
- ・除雪計画に基づく町道の除雪、降雪に対応した環境整備

<公共交通>

- ・町民が安心して暮らせる生活移動の支援
- ・既存交通の活用も含めた広域移動の支援
- ・町民や観光客の公共交通の積極的な利用を促す利便性向上策の実施

(3)計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道整備事業	鹿部町
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	鹿部町
	その他	除排雪体制の充実・除雪機械整備事業	鹿部町
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通体制の整備・運行事業	鹿部町

(4)目標

<道路>

各道路を管理する関係機関への要請も含め、住民生活や経済活動などを支える道路の整備と、安全に利用するための維持管理に努めます。

<公共交通>

今後の需要も見据え、町内移動・広域移動を支える公共交通網の確保や利便性の向上に努めます。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1)現況と問題点

<水道事業>

- 給水区域は、海岸沿いに広がる住宅地中心となっており、自衛隊演習場は給水区域に含まれていません。給水している水はすべて鹿部町浄水場で浄水された水であり、水源は鹿部川の河川表流水です。
- 各戸への給水は、ポンプを使用しない「自然流下方式」を基本としていますが、標高の高い大和地区や湯ノ沢地区については、ポンプを使用して給水しています。特に、大和地区では、段階的にポンプで揚水しているため、電気使用量が多くなっています。
- 令和6年度末現在で給水人口3,468人、普及率は99.5%となっています。
- 施設および管路において、適用年数が超過している施設や管路が今後増えてくるため、順次更新していくとともに、機器についても、今後の給水状況を踏まえた更新を検討していくことが必要です。

<廃棄物処理施設>

- 渡島管内1市9町で構成する渡島廃棄物処理広域連合で焼却施設を運営し、焼却処理を行っています。
- 一般廃棄物最終処分施設は、令和10年度で埋立て終了の見込みであるため、令和6年度時点で現状把握等を行い、次期処分場の整備に向けた検討を進めなければなりません。
- リサイクル施設については、森町に処理委託を行っています。
- し尿については、森町にある処理施設で処理を行っています。

<消防施設>

- 本町は、近隣1市2町で構成する南渡島消防事務組合に属し、町内に鹿部消防署・鹿部消防団を設置し、令和7年4月現在で消防職員29名と消防団員78名体制で有事に備えています。
- 消防庁舎は、築45年経過しており老朽化に加え、津波浸水区域内に位置しており平成27年耐震診断により耐震強度不足が指摘されています。大規模災害時に消防機能を失う可能性があり、新築移転が必要です。
- 高規格救急車は、令和2年度に災害対応特殊救急車へ更新し、平成23年に更新した高規格救急車との2台で運用しています。
- 消防活動に必要な資機材は、経過年数、対応年数を考慮し計画的に更新しています。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利については、水道管の改修などを適宜進めています。

<住宅>

- 本町には令和7年8月現在、町営住宅が8団地40棟233戸、特定公共賃貸住宅が1団地1棟6戸があり、合計で8団地40棟239戸の町営住宅が管理されています。
- 令和7年8月現在、町営住宅等には203世帯が居住しており、入居率は84.9%となっています。住宅種別にみると、町営住宅は197世帯が居住し、入居率は84.6%、特定公共賃貸住宅(特公賃)は6世帯が居住し、入居率は100.0%となっています。
- 入退居に伴う修繕に加え、経年劣化等により行う修繕により、既存ストックの改善を行い、長寿命化を図っています。具体的には、経年劣化等に伴い、屋根改修、塗装や外壁改修、塗装等の修繕を行っています。また、玄関戸や窓サッシの改修を行い、耐久性の向上を図っています。しかしながら、厳しい財政状況等から必ずしも計画通り実施できている状況ではなく、対症療法的な修繕となっています。

<空家対策>

- 近年、地域における人口減少や住宅・建築物の老朽化・社会的ニーズの変化等に伴い、空家が増加しています。
- 倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防止し、町民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、令和3年に策定した鹿部町空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、活用の促進、管理不全な空家等の防止解消等の取り組みを進める必要があります。

<河川>

- 北海道が管理する2級河川が1水系あります。また、町が管理する準用河川1水系及び普通河川16水系が存在しています。
- 自然災害への対策として、砂防事業や河川改修などを実施し、鹿部押出川については平成30年度に流末対策が完了しています。
- 災害発生時のリスク軽減のために、河川の維持補修、改良や清掃が必要です。

(2)その対策

<水道事業>

- ・給水人口や水需要を踏まえた水道施設や管路の更新、維持管理
- ・簡易水道事業水質検査計画の公表

<廃棄物処理施設>

- ・一般廃棄物最終処分施設の計画的な機器修繕
- ・住民の協力を得ながらのリサイクル活動推進
- ・し尿の処理体制の維持

<消防施設>

- ・老朽化が進んでいる車両や消防資器材の計画的な更新
- ・消防車の救助資器材、救急車の救急用資機材の適切な維持管理
- ・防火水槽用地の確保、防火水槽の整備

<住宅>

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽町営住宅の建替えや生活利便性、地域バランス等を考慮した町営住宅の整備推進、既存ストックの居住水準の向上、適正な維持管理の推進

<空家対策>

- ・適切な管理の促進
- ・流通や利活用の促進
- ・特定空家の解消

<河川>

- ・災害発生時のリスク軽減のための河川維持補修、改良や清掃
- ・河川環境の整備と保全

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道施設長寿命化事業	鹿部町
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場機器修繕・更新事業	鹿部町
	(5)消防施設	防火水槽整備事業	南渡島消防 事務組合
		高規格救急自動車更新事業	南渡島消防 事務組合
		水槽付消防ポンプ自動車更新事業	南渡島消防 事務組合
	(6)公営住宅	公営住宅維持管理事業	鹿部町
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 環境	空家対策総合支援事業	鹿部町
	(8)その他	河川維持補修・改良事業	鹿部町
生活環境改善事業		鹿部町	

(4)目標

<水道事業>

いつでも安全に飲める水の供給に努めるとともに、健全で強靱な水道を引き継ぎ、持続可能な水道事業の運営に努めます。

<廃棄物処理施設>

ごみの発生を抑制するとともに、排出されたごみを再使用、再生利用したうえで適正に処分することにより、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成に努めます。

<消防施設>

消防や救急の需要が増加するなか、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防・救急体制の維持、機能強化に努め、有事の際にも「だれ一人取り残さないまち」を目指します。

<住宅>

子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができる持続可能で良好な住環境の形成を目指します。

<空家対策>

周辺的生活環境及び地域に悪影響を及ぼしているまたは及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図り、地域住民の安全安心を確保します。

<河川>

海岸や河川の浸食防止など、自然災害の軽減及び環境保全に努めます。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

<高齢者保健福祉>

- 令和7年3月末現在の総人口に65歳以上の割合は42.0%であり、高齢化率は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。
- 要介護認定者数は平成30年度の247人から増加傾向にあり、令和5年度には315人で68人増加しています。要介護認定率も同様に平成20年度から上昇しており、令和5年度は21.1%となっています。第9期鹿部町高齢者保健福祉総合計画（鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」では、要介護認定率は令和8年度は22.0%、令和22年度には28.4%になると予想されており、各種サービス量及び事業費も上昇すると見込まれています。
- 町内には介護老人福祉施設1か所、地域密着型通所介護事業所1か所、小規模多機能型居宅型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同介護事業所1か所、訪問介護事業所1か所あります。
- 介護予防事業として運動教室の実施やサロン事業を実施しています。
- 生活習慣の多様化が起因となって発症する生活習慣病の予防や重症化予防のため、各種健診事業、健康相談、健康教育、家庭訪問などの保健事業を実施しています。
- 町内には満60歳以上の住民が利用できる「いこいの湯」があり、高齢者の健康増進や交流の場として親しまれています。

<児童福祉>

- 0歳から高校生までを対象とした切れ目のない一貫した支援として「鹿部町子ども未来きらきらプラン」を実施しています。
- 子育てに対する不安や悩みを持つ親が増える中、子育て世代包括支援センターを設置し、家庭訪問・育児相談・乳幼児健診・支援レター・育児教室など、子育て支援を実施しています。
- 要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な支援を行っています。
- 近年の出生数の減少は想定を上回る速度で進行しており、少子化による地域社会や教育保育環境への影響が一層懸念される状況にあります。

<障がい者福祉>

- 障がい者の現状は、令和6年度の身体障害者手帳保持者は196人、療育手帳保持者が63人、精神障害者保健福祉手帳保持者が14人となっています。本町においても「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、各種事業を実施しています。地域活動支援センターぽっぽでは創作活動、社会参加活動、授産製品の製作、「農かふえ POPPO」を運営しています。
- 障がい者の意思決定をより尊重した福祉サービスを提供するため、「鹿部町地域自立支援協議会」と協力しながら、障がいのある方が安心して自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。
- 保健・医療や福祉と連携し、障がい者に対して支援を行っているほか、障がいがあ

る就学児童生徒について各学校と関係各課で情報共有を図っています。

(2)その対策

<高齢者保健福祉>

- ・生活支援体制の整備やサービスの充実
- ・各種健診事業や健康づくり事業の推進
- ・介護予防の総合的な推進
- ・介護保険サービスの充実
- ・安心して暮らせる地域づくりの整備
- ・いこいの湯の適正な維持管理

<児童福祉>

- ・子育てを支える地域づくり、子育てネットワークづくり
- ・子育て支援サービスの充実
- ・保護者の経済的負担軽減
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・町の子育て支援拠点の整備
- ・子育て家庭の状況の変化、多様な子育て支援ニーズへの対応
- ・幼稚園舎の耐力・耐震に関する課題等を総合的に勘案し、民設民営の公私連携幼保連携型認定こども園としての整備、運営

<障がい者福祉>

- ・ライフステージに応じた支援体制の充実
- ・情報提供と相談支援の充実
- ・在宅生活、居住サービスの充実
- ・経済的支援の充実
- ・就労支援体制の充実

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	鹿部町
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	保育事業	鹿部町
		子育て支援事業	鹿部町 公私連携法人
		子育て負担ゼロ事業	鹿部町
		認定こども園運営事業	公私連携法人
	高齢者・障がい者福祉	地域活動支援センター活動支援事業	鹿部町
		生活支援体制整備事業	鹿部町
		地域福祉推進事業	鹿部町
	(9)その他	子育て支援関連施設整備事業	鹿部町

(4)目標

<高齢者保健福祉>

住民も含め多様な主体によるネットワークや社会資源の連携を強化し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一時的に提供される地域包括ケアシステムを充実させます。

<児童福祉>

妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を推進し、子どもを育てる喜びを、育てる人とともに地域でも実感し、分かち合えることができる町を目指します。

<障がい者福祉>

障がいがある人も一人一人が尊重され、地域で安心して心豊かに暮らせる共生のまちを目指します。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される

各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施
します。

8 医療の確保

(1)現況と問題点

- 町内には一般診療所が2か所、歯科診療所が1か所あります。
- 町内には休日・夜間に緊急対応できる医療機関がないため、対応については他市町の協力を得ています。
- 医療環境の充実については、町単独での取り組みには限りがあるため、今後、「北海道医療計画」等の動向をふまえた中で、今後の方向性を検討していく必要があります。
- 子育て家庭に係る医療費の経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する支援が必要です。

(2)その対策

- ・長期的な視点に立った医療環境の確保
- ・子育て家庭に係る医療費の経済的負担軽減

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	子ども医療費助成事業	鹿部町
	(4) その他	地域医療体制の充実	鹿部町

(4)目標

医療機関や関係機関と連携し、地域の医療環境の維持、向上に努めます。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1)現況と問題点

<幼稚園・義務教育>

- 町内には幼稚園・小学校・中学校各1校あり、令和7年5月1日現在、園児・児童・生徒数は幼稚園が50名、小学校が104名、中学校が86名の合計240名です。
- 鹿部町教育研究所を中心に、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域素材を十分に活用しながら、キャリア教育や防災教育など、幼稚園から中学校までの12年間とその後の成長を意識した一貫した教育を行っています。
- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目的とした「しかべっ子架け橋プログラム」を策定し、架け橋期(5歳児～小1児童)2年間のカリキュラムを一体的に捉えた幼小連携教育の充実を図っています。
- 幼稚園、小学校、中学校全てに学校運営協議会(コミュニティスクール)を設置しており、学校・地域・家庭が連携して子ども達を見守り育む体制を整備しています。
- ふるさと教育として、社会科や総合的な学習などで「ふるさと鹿部」に誇りと愛着をもつ教育を推進しています。
- GIGAスクール構想による1人1台端末の貸与、全教室への電子黒板の導入、教師用・学習者用デジタル教科書及び学習アプリの導入等を行い、児童生徒が主体的に学ぶ環境を整えるとともに、教員の「わかる授業づくり」を推進しています。
- 学校現場におけるICT教育導入の負担感や不安感を解消するため、GIGAスクール運営支援センターを設置し、教員への支援の充実を図っています。
- 教員の学びをキャリア全体を通して継続的に支え、教員の資質能力を生涯にわたって高めるとともに、教育の質を継続的に向上させることができるよう、教育委員会が主催する多様な研修を実施しています。の教職員向けICT研修の実施やGIGAスクールサポーター等を学校に配置する等、教職員への支援が充実しています。
- 各学校に専科教員、時間講師、特別支援教育支援員など職員定数を超えた職員を配置し、学校の教育力の向上を図っています。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、専門的職員の配置、活用を積極的に進め、多様な人材と協働し「チーム学校」として機能する体制を整えています。
- 教員の業務の効率化や負担軽減を図り、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を十分に確保することにより、教育の質を高め、子ども一人ひとりの成長や学びを丁寧な支援できる環境を確保するため、教職員の働き方改革を推進しています。
- 特別支援教育については、「いつでも・どこでも・だれでも」適切な支援を受けることを可能とする個別の支援計画(いずみファイル)を活用し、町の福祉部局や関係機関との連携を密にした組織的な体制で取り組んでおり、支援を行っています。また、5歳児検診と連携した早期からの教育相談を実施し、個に応じた適切な就学支援を行っています。個別の支援計画(いずみファイル)を活用し、また各学校に特別支援教育支援員を配置する等、継続的な取り組みを行っています。
- 不登校等支援については、学校に教育相談コーディネーターを配置し、未然防止・初期対応の取組の充実を図っています。また、教育支援センター「マイルーム」が不登校等児童生徒の新たな選択肢となり、学校への復帰や将来を見据えて、社会的

に自立することを目指した取組を行っています。

- 「しかべっ子学習支援事業「しかべ学び場(公設塾)」、「しかべデジタルキッズ育成事業」など地域で学ぶことができる環境を整え、教育における地域間格差の是正に取り組んでいます。
- 0歳から高校生までを対象とした切れ目のない一貫した支援として「鹿部町子ども未来きらきらプラン」を実施しています。(福祉課にも記載)
- 高校生、大学生等を対象として、卒業後に鹿部町に居住すること等を条件として、奨学資金の返還支援事業を行っています。
- 少子化や教員の働き方改革に伴う部活動の問題が喫緊の課題であり、地域人材や施設を活用した新たなスポーツ・文化活動を考える必要があります。
- 学校教育関連施設や関連設備については、幼稚園、小学校及び中学校の将来的な構想に基づいた計画的な改修及び更新を進めていく必要があります。

<生涯学習(社会教育・スポーツ)>

- 関係機関と連携し、学習ニーズや地域課題を踏まえた学びの機会の提供と情報発信を行っています。学びの成果を活かすことができる仕組みや環境が必要です。
- 社会教育施設として中央公民館があり、様々な学習活動で利用されています。学習者のライフステージや多様性に応じた学習方法を提供するため、デジタル技術やオンラインを活用した学習環境の充実、施設のバリアフリー化や合理的配慮のための環境整備が必要です。施設や関連設備については、計画的な改修および更新を進めていく必要があります。
- 中央公民館内に図書室があります。北海道立図書館や他の公共図書館との連携を図り、利用者の利便性の向上に努めています。読書に限らず、様々な情報を得られる場としての機能を高めていくことが求められています。
- 町内には、総合体育館のほか、野球場や芝のグラウンドが整備された多目的グラウンド、パークゴルフ場、温水プールなどのスポーツ施設があり、地元での利用のほか、北海道や管内規模の大会の場として利用されています。また、各施設や関連設備については、計画的な改修および更新を進めていく必要があります。
- スポーツ活動を通じた健康づくりは、世代間の交流や地域コミュニティ形成する観点からも重要であるため、スポーツの振興を図ります。
- 様々な生涯学習活動を支え、推進する人材を発掘し、活動や関係性を広げていくことが重要です。
- 公民館内に図書室がありますが、北海道立図書館だけでなく、他の公共図書館との連携も図り、利用者の利便性の向上に努めています。図書室の環境整備にも力を入れています。

(2)その対策

<幼稚園>

- ・町の子育て支援拠点の整備
- ・子育て家庭の状況の変化、多様な子育て支援ニーズへの対応
- ・幼稚園舎の耐力、耐震に関する課題等を総合的に勘案し、民設民営の公私連携幼保

連携型認定こども園としての整備、運営

<義務教育>

- ・学校教育関連施設や関連設備の計画的な改修及び更新
- ・町の活性化と持続可能なまちづくりを促進し、町の発展につながることを目的とした「義務教育学校」を整備
- ・G I G Aスクール構想に対応した施設設備の更新

<生涯学習(社会教育・スポーツ)>

- ・学習及びスポーツ活動の機会の提供、情報発信
- ・社会教育施設及びスポーツ施設の計画的な改修及び更新
- ・中央公民館図書室の機能の充実
- ・学習及びスポーツ活動を担い支える人材の発掘、育成、つながりづくり

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	鹿部小学校校舎修繕・改修事業	鹿部町	
		鹿部中学校校舎修繕・改修事業	鹿部町	
		義務教育学校設置事業	鹿部町	
		義務教育学校校舎修繕・改修事業	鹿部町	
		屋外運動場	鹿部小学校屋外運動場修繕・改修事業	鹿部町
			鹿部中学校屋外運動場修繕・改修事業	鹿部町
			義務教育学校屋外運動場修繕・改修事業	鹿部町
		給食施設	学校給食センター修繕・改修事業	鹿部町
	(2)幼稚園		しかべ幼稚園修繕・改修事業	鹿部町
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	体育施設	鹿部中央公民館改修事業	鹿部町
			鹿部町総合体育館改修事業	鹿部町
			鹿部コミュニティ・プール改修事業	鹿部町
			鹿部町山村広場多目的グラウンド改修事業	鹿部町
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ振興事業	鹿部町	
		その他	教育活動推進事業	鹿部町

(4)目標

<幼稚園・義務教育>

変化し続ける社会をたくましく生き抜き、夢や課題に新たな発想で挑戦できるよう、子供の成長段階に応じた質の高い教育・保育により、自ら考え判断し、表現できる力を育みます。また、鹿部に生まれ育ったことへの誇りと愛着を育む、ふるさと教育を充実させます。

<生涯学習(社会教育・スポーツ)>

町民が生涯を通じて学び続けられる環境をつくり、学びを通じた人づくり・地域づくりにつながる社会教育を推進します。また、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「しる」という視点で、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じてつながることができる機会の拡充に努め、住民の心と身体の健康を図ります。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1)現況と問題点

- コミュニティ活動の拠点施設として、町内には中央公民館をはじめ、8つの地域会館があります。また、26の町内会があり、各分野で自主的に活動をしています。
- 少子高齢化により、従来の区域での町内会維持が難しい町内会も見られます。また、町内会によって活動に差が生じています。そのため、コミュニティ活動を活発化させるための支援の検討が必要です。

(2)その対策

- ・町内会活動、地域ごとの活動の支援
- ・地域会館の統廃合、改修、維持管理
- ・多様な世代や地域の住民が参加できる機会の提供および交流の促進

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(3)その他	地域会館の統廃合事業	鹿部町

(4)目標

地域ごとの活動のほか、共通の課題やテーマでの住民活動が、より活発に行われるように促進します。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

- 芸術鑑賞会、文化講演会、文化祭など文化芸術に関するイベントを開催しています。文化振興のためのより幅広い情報発信に努める必要があります。また、デジタル技術を用いた表現やオンラインを活用した発表など、新しい文化芸術活動の機会、環境をつくることが求められます。
- 文化活動方法のニーズが多様化し、文化協会の加盟者数が減少傾向にあります。それぞれの文化活動が制限されないよう環境を整備するとともに、文化活動を担う人材、支える人材を発掘・育成することが必要です。
- 障がいのある人を含む、あらゆる人の文化芸術活動を促進するため、施設のバリアフリー化や合理的配慮のための環境整備が必要です。
- 町内には6つの埋蔵文化財包蔵地があり、北海道と連携し保全に取り組んでいます。
- 「鹿部町史」は平成6(1994)年に発刊後、平成29年(2017)年に「鹿部町編年表史」を発行しています。更新に向けて情報収集や資料整理等を進める必要があります。
- 町内には郷土芸能として「鹿部小唄」「大岩奴ッ子振り」等があり、保存団体等によって継承されていますが、構成員の高齢化が進んでいます。

(2)その対策

- ・文化のまちづくりの推進
- ・文化芸術に接する機会の提供、情報発信
- ・文化芸術活動の支援、環境づくり
- ・文化財や郷土資料、郷土芸能の保存・継承

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(3)その他	文化まちづくりの推進	鹿部町
		文化財の保護・活用の推進	鹿部町
		郷土の歴史や伝統を活かす環境の整備	鹿部町

(4)目標

文化芸術にふれる機会を設けるなど、住民が心の豊かさを実感できる環境づくりに努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)現況と問題点

- 国が 2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロにすることに取り組んでいることを受け、本町においてもカーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、再生可能エネルギー導入目標を策定して脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 環境負荷軽減の取り組みとして、公用車にハイブリットカーを導入しているほか、道の駅に充電スタンドを設置しています。

(2)その対策

- ・カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進
- ・環境負荷軽減につながる活動の促進、指導の強化

(3)計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	新たなエネルギー活用事業	鹿部町

(4)目標

カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が取り組むよう促進するとともに、本町の形成する豊かな自然を守り、次代に継承します。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、鹿部町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別施設計画との整合を図りながら、過疎計画対策に必要な事業を適切に実施します。

13 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住促進事業 (移住希望者に対する総合的な情報提供や受け入れ態勢の整備、移住後の支援等を実施することで、移住者及び交流人口の増加による新たな需要を創出し、町の活性化を図ります。)	鹿部町
		空き地・空き家情報提供事業 (所有者から売買等の希望のあった空き家・空き地の情報を、ホームページ等を通じて情報提供します。)	鹿部町
		住環境整備助成事業 (民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設等にかかる支援を推進し、住宅の確保を図ります。)	鹿部町
		地域おこし協力隊関連事業 (地域おこし協力隊の受け入れにより、地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、定住・定着を図ります。)	鹿部町
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	沿岸漁業振興対策事業 (浜の活性化を目的に、水産物衛生管理支援事業等を実施し、漁業振興を図ります。)	鹿部漁業 協同組合
	商工業・6次産業化	地域産業支援事業 (ワンストップ相談窓口の設置等により、新たなビジネスの創生や既存産業の発展と継続に向けた取り組みを支援することで、地域産業の発展を図ります。)	鹿部町
		特産品販路拡大促進事業 (事業者の販促活動の支援や、ふるさと納税寄附額増加に向けた取り組みと地域産品である返礼品取扱数量の拡大を図り、地域経済の好循環を図ります。)	鹿部町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
	観光	拠点観光施設運営事業 (観光拠点施設である「道の駅しかべ間歇泉公園」の機能強化・充実を図ることで、交流人口の増加や特産品の売上拡大等を目指します。)	鹿部町
		しかべ観光促進事業 (体験観光の受入体制整備や体験プログラムの磨き上げなどを行い、観光客の満足度や認知度の向上等を図ります。)	鹿部町
		しかべ海と温泉のまつり事業 (本町を代表するイベントである「しかべ海と温泉のまつり」の充実により、交流人口の増加や認知度の向上を図ります。)	実行委員会
	企業誘致	企業誘致・新産業構築推進事業 (企業誘致や新産業構築のための研修等を行い、施局的な誘致・構築活動を展開することで、地域経済の好循環、雇用の場の創出を図ります。)	鹿部町
3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	ICT化推進事業 (デジタルファースト宣言に基づき、ICT化を推進します。)	鹿部町
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通体制の整備・運行事業 (町民の日常生活に係る移動手段の確保と二次交通の振興を図ります。)	鹿部町
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	空家対策総合支援事業 (町内に存在する老朽化が著しく、周辺的生活環境及び地域に悪影響を及ぼしているまたは及ぼすおそれのある空家等の除却に要する経費の一部を補助します。)	鹿部町
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育事業 (切れ目のない保育環境を充実させ、幼児の健やかな成長を確保するとともに、保護者の就業につなげます。)	鹿部町
		子育て支援事業 (両親またはこれに代わる者が、就労等により家庭が常時留守となっている幼稚園児または小学生を対象に、放課後安心して預けられる場を提供します。)	鹿部町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
	高齢者・障がい者福祉	認定こども園運営事業 (新たに整備する認定こども園の適正な運営を図ります。)	鹿部町
		子育て負担ゼロ事業 (出生から高等学校までの子育てにかかる経済的負担を全面的に支援することを検討します。)	鹿部町
		地域活動支援センター活動支援事業 (創作的活動、生産活動、カフェなど日中における活動の場を確保し、社会との交流を促進します。)	鹿部町
		生活支援体制整備事業 (地域全体で高齢者の在宅生活を支えるため、生活支援サービスの充実と地域における支え合いの体制づくりを行います。)	鹿部町
		地域福祉推進事業 (社会福祉協議会や町内の社会福祉団体等へ運営費の一部を助成することにより、地域住民主体の組織的な福祉活動を総合的に支えることで、地域福祉ネットワークの活動を支援し、地域福祉全体の活性化を図ります。)	鹿部町
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	子ども医療費助成事業 (医療費の助成を行うことで疾病の早期治療を促進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。)	鹿部町
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ振興事業 (スポーツの振興に寄与すると認められる事業の推進を図ります)	鹿部町
	その他	教育活動推進事業 (教育全般に係る活動の推進を図ります。)	鹿部町
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	新たなエネルギー活用事業 (新たなエネルギーの活用について協議・検討します。)	鹿部町